



令和 3 年分

( 開催分)

# 収支報告書

- (ふりがな) (よねなが あつこ こうえんかい)
- 政治団体の名称 米永あつ子後援会
  - 主たる事務所の所在地 鹿屋市寿7丁目4番47号
  - 代表者の氏名 大楽みどり
  - 会計責任者の氏名 道下陽子

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 道下 勝  
 (電話) 090-1921-7908

(電話) \_\_\_\_\_

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有 公職の種類(現職・候補者等) _____
	資金管理団体の届出をした者の氏名 _____
<input checked="" type="checkbox"/>	無

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 <u>米永あつ子</u> 公職の種類 <u>衆議院議員</u> (現職・候補者等) (候補者等)

資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和	3年	1月	1日から
令和	3年	12月	15日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

### 1 収支の総括表

収 入 総 額 ----- (②+③) ①	4,265,618
(前年からの繰越額) ----- ②	265,618
(本年の収入額) ----- ③	4,000,000
支 出 総 額 ----- ④	4,265,618
翌年への繰越額 ----- (①-④) ⑤	0

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	
員 数 -----	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附		
[ うち特定寄附 ]		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	4,000,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	4,000,000	
[ 寄附のうち寄附のあつせんによるもの ]		
イ 政党匿名寄附		
合 計 ア + イ	4,000,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職 業 (団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
社会民主党鹿児島県連合	1,000,000	3.01.15	鹿児島市真砂町14-11 高倉ビル3階	北 森 孝 男		
社会民主党鹿児島県連合	2,000,000	3.06.25	鹿児島市真砂町14-11 高倉ビル3階	川 路 孝		
社会民主党鹿児島県連合	1,000,000	3.08.04	鹿児島市真砂町14-11 高倉ビル3階	川 路 孝		
この頁の小計	4,000,000					
その他の寄附	0					
合 計	4,000,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
<b>1 経常経費</b>		
(1) 人 件 費	420,000	
(2) 光 熱 水 費	88,134	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	350,798	
(4) 事 務 所 費	745,249	
小 計	1,604,181	1 (1)～(4)の計…①
<b>2 政治活動費</b>		
(1) 組 織 活 動 費	167,930	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,493,507	2 (3)ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	1,345,749	
イ 宣 伝 事 業 費	1,147,758	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	2,661,437	2 (1)～(6)の計…②
合 計	4,265,618	①+②

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
電気料 3月分	11,567	3.04.03	九州電力 鹿屋営業所	鹿屋市札元2丁目3792-5	
電気料 5月分	12,861	3.07.02	九州電力 鹿屋営業所	鹿屋市札元2丁目3792-5	
電気料 6月分	13,444	3.07.02	九州電力 鹿屋営業所	鹿屋市札元2丁目3792-5	
電気料 7月分	15,079	3.08.12	九州電力 鹿屋営業所	鹿屋市札元2丁目3792-5	
電気料 8月分	18,229	3.09.27	九州電力 鹿屋営業所	鹿屋市札元2丁目3792-5	
この頁の小計	71,180				
その他の支出	16,954				
合計	88,134				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
封筒（印刷込）	61,600	3.07.02	西文社印刷株式会社	鹿屋市札元2丁目3808-6	
〃	34,100	3.09.02	西文社印刷株式会社	鹿屋市札元2丁目3808-6	
この頁の小計	95,700				
その他の支出	255,098				
合計	350,798				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
駐車場代	30,000	3.02.05	平田盛家	鹿屋市古前城町10番1号	2~4月分
〃	20,000	3.04.03	米田商店 有限会社	鹿屋市北田町2番11号	4月分
切手購入	10,416	3.04.19	鹿屋泉ヶ丘簡易郵便局	鹿屋市寿5丁目15番1号	
駐車場代	30,000	3.05.10	平田盛家	鹿屋市古前城町10番1号	5~7月分
監査報酬	30,000	3.05.14	七瀬谷安夫税理士事務所	鹿児島市城西2丁目22番2号	
駐車場代	10,000	3.08.06	平田盛家	鹿屋市古前城町10番1号	8月分
切手購入	16,800	3.09.22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
携帯電話レンタル	35,785	3.10.07	エクスモバイル株式会社	東京都新宿区新宿2-12-8	
家賃	400,000	3.10.29	樋口義鷹	鹿屋市大浦町13398番地	1~8月分
家賃	40,000	3.11.04	池浦孫次郎	西之表市西之表7535-3	
この頁の小計	623,001				
その他の支出	122,248				
合計	745,249				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費 ( 組織対策費 )	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
宿泊費	17,600	3.04.11	田代別館	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2330-1	
宿泊費	25,190	3.04.14	民宿 水明荘	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房1番地	
宿泊費	14,520	3.04.16	ホテルニュー種子島	鹿児島県西之表市東町10番地	
旅客・車輦代	19,020	3.04.16	コスモスライン株式会社	鹿児島市本港新町6番地	
乗船券	14,100	3.06.12	種子屋久高速船株式会社	鹿児島市本港新町5	
航空券	40,350	3.07.06	有限会社旅くらぶ21	鹿屋市礼元1-22-22 サムシングビル1F	
この頁の小計	130,780				
その他の支出	37,150				
合計	167,930				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (印刷・発送費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	24,980	3.05.18	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
〃	22,965	3.06.16	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
発送費	53,340	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	26,408	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	14,527	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	313,608	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	39,931	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	37,230	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	20,148	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	13,651	3.08.03	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	27,521	3.08.06	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	39,723	3.08.06	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	391,353	3.08.10	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	25,915	3.08.10	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
〃	35,700	3.08.19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	1,087,000				
その他の支出					
合計					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (印刷・発送費)				
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
発送費	42,420	3.09.22	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
〃	22,092	3.09.24	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
〃	26,208	3.10.01	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
〃	17,556	3.10.01	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
印刷代	18,869	3.10.05	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F		
発送費	28,980	3.10.05	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
〃	12,936	3.10.05	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
〃	50,568	3.10.06	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
印刷代	16,713	3.10.13	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F		
この頁の小計	236,342					
その他の支出	22,407					
合計	1,345,749					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 (ビラ・ポスター作成)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ビラ印刷代	42,900	3.02.08	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
〃	28,016	3.02.09	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
〃	39,028	3.02.12	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
〃	24,980	3.03.03	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
〃	14,070	3.03.31	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
〃	16,476	3.04.21	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F	
ポスターデザイン料	297,000	3.05.10	Studio DOG	鹿児島市上荒田町33-9	
ポスター印刷代	243,760	3.05.10	Studio DOG	鹿児島市上荒田町33-9	
ポスターデザイン印刷代	236,170	3.07.08	Studio DOG	鹿児島市上荒田町33-9	
缶バッジ	41,250	3.07.30	Studio DOG	鹿児島市上荒田町33-9	
この頁の小計	983,650				
その他の支出	18,808				
合計	1,002,458				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費 ( 宣伝車両費・看板費 )			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
拡声器アンプ	69,300	3.09.02	有限会社 船附電機	鹿屋市寿5丁目10番4号	
看板代	36,000	3.10.28	総合看板 幸告社	西之表市西之表7461番地	
看板照明器具取付	40,000	3.10.28	石川省一	始良市東餅田3383	
この頁の小計	145,300				
その他の支出	0				
合計	145,300				

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党の本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 23 日

政治団体の名称 米 永 あ つ 子 後 援 会

会計責任者の氏名 道 下 陽 子



代表者の氏名  
(解散年のみ記入すること)

印

※ 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の氏名の記名押印又は署名のほか、代表者の氏名の記名押印又は署名が必要です。

## 政治資金監査報告書

令和 4 年 3 月 23 日

米永あつ子後援会

代表 大楽 みどり 殿

登録政治資金監査人 七瀬谷 安夫

登 録 番 号 第 5 2 1 8 号

研 修 修 了 年 月 日 平成 29 年 8 月 25 日

### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、米永あつ子後援会の令和 3 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべて期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、米永あつ子 後援会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

米永あつ子後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、米永あつ子と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である

以 上